

令和7年度

保育所・認定こども園(保育部分)利用のご案内

保育所・認定こども園(保育部分)とは？

お父さん、お母さんが働いていたり、病気や介護をしていたりすることで、昼間家庭で保育できないお子さんを、お父さん・お母さんに代わって保育する児童福祉施設です。

保育所・認定こども園(保育部分)に入園できるお子さんは？

保育所・認定こども園(保育部分)(これ以降「保育所等」とします。)を利用するためには、お子さんの年齢や保育の必要性の有無に応じた「2号認定」(3歳児～5歳児)又は、「3号認定」(0才児～2歳児)の「支給認定」を受けることが必要になります。「支給認定」は保護者等からの申請により「保育を必要とする事由」に該当するかを市が審査し、該当の有無、「保育の必要量」を決定し、「支給認定証」の交付を行います。

保育を必要とする事由とは？

支給認定を受けるための「保育の必要な事由」とは、保護者の方が下記に上げる事由に該当していることが必要となります。

- ・ 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労も該当となります。)
- ・ 妊娠、出産
- ・ 保護者の疾病、障害
- ・ 同居または長期入院している親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動(起業準備も含む)
- ・ 就学(職業訓練校等における職業訓練も含む)
- ・ 虐待やDVのおそれがあること
- ・ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・ その他、上記に類する状態として市が認める場合

*ただし、65歳未満の直系親族が、同居しているもしくは三浦市内にお住まいで保育が可能な場合は保育所等に入所しにくくなります。

*就労時間の下限は、月48時間以上としております。

*求職活動中の場合は、入所後3か月以内に就職しないと退園となります。

保育の必要量とは？

保育が必要であると認定された場合、保護者の就労状況(フルタイムかパートタイムか等)や要件の状況に応じて「保育の必要量」が決定されます。「保育の必要量」とは、1日当たりの保育時間のことで「保育標準時間(最長11時間)」と「保育短時間(最長8時間)」のいずれかに認定されます。

入所の申し込み方法は？

1 4月（新年度）からの入所

◎一次選考：令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）

◎二次選考：令和6年11月1日（金）～令和7年1月31日（金）

上記の日程で支給認定申請及び、利用申込の用紙の配布及び受付を、市内保育所等及び三浦市役所分館2階（子ども課）で行います。

2 年度途中からの入所

三浦市役所分館2階（子ども課）で用紙を受け取り、入所希望日の前月15日までに必要書類を揃え、申し込みをしてください。

（※入所希望日の前月15日の開庁時間終了後、保育所等入所調整会議を行います。）

※1号認定枠の利用をご希望される方は、直接利用希望施設へご申請ください。

入所は、どのように決定するの？

1 支給認定と同時に提出していただいた、保育利用申込書による希望園について、保育所等入所調整会議を開催し、決定しています。

2 申込み者が全員入所できないときは、お仕事の状況やその他の世帯状況などを総合的に判断し、保育所等に入所する要件（緊急度等）の高い方から入所を決定します。

3 定員の関係などで入園できないときは、「保留」としてお待ちいただきます。その間に家庭状況等に変化のあった場合は、必ずご連絡ください。

4 入所の期間は申込みの理由によりますが、最長で小学校入学前までです。

5 保育できない理由は変わる可能性がありますので、入所決定後も必要に応じて確認させていただきます。入所期間中であっても保育所等へ入所できる基準（要件）に該当しなくなった場合には、退所していただきます。

*入所決定を行うためには、保育の必要性についての支給認定を受けていることが前提となります。

申込みに必要な書類は？

1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

2 保育利用申込書及び保育利用申込補助票①②

※ 兄弟姉妹での申込みは、それぞれ1通必要です。

3 「保育できない」ことを証明する書類

※ お父さん・お母さんだけでなく、65才未満の同居の直系親族（祖父母等）及び同居はしていないが三浦市内にお住まいの直系親族の、要件に応じた下記の書類が必要となります。

- ・ 雇用されて働いている方 ⇒ 就労証明書（雇用主等の証明）
- ・ 自営業の方 ⇒ 就労証明書（事業主の証明）
- ・ 母親の出産の場合 ⇒ 母子手帳
- ・ お父さん・お母さんが病気 ⇒ 診断書
- ・ 病人を介護しているとき ⇒ 病人の診断書・介護認定書の写し
- ・ 災害復旧 ⇒ 罹災証明書
- ・ 学校に在学中 ⇒ 在学証明書
- ・ 育児休業中 ⇒ 就労証明書（育児休業状況の確認）

お問い合わせ先

〒238-0298 三浦市城山町1-1
三浦市福祉事務所（三浦市役所分館2階子ども課）
電話 046-882-1111 内線 367